

# 個人再生手続申立ての際に必要な費用等

(令和2年7月31日現在)

鳥取地方裁判所 民事部 再生係

1	予納金(官報掲載料)	13,744円	提出された申立書等の点検後、納付書を窓口交付又は郵送等の方法によりお渡ししますので、所定の納付手続を行ってください。 納付をされない場合には、申立てが却下されます。  なお、上記現金が余る場合は口座振込で返還しますので、還付先となる銀行等の口座について記載できるようにご準備ください。
2	収入印紙(申立手数料)	10,000円	
3	郵便切手 (通知呼出料等)	500円×2枚 100円×2枚 94円×(債権者の数×2)枚 84円×10枚 50円×1枚 10円×10枚 5円×3枚	※ 債権者の数とは、債権者一覧表に記載された債権者(支店等が異なる場合は支店等ごと)の数です。
4	あて名書きをした封筒 (債権者全員の分 及び申立人の分)		個人再生手続で、裁判所から債権者及び申立人に宛てて郵便を出すこととなりますが、その際の事務をできるだけ速やかに行うために、債権者及び申立人の郵便番号と住所と名前(名称)を宛名書きしたものを、あなた(申立人)の方で用意していただきます。 封筒サイズはなるべく無地の長形3号のものを使用してください。 通知等は裁判所から発送しますので、差出人の記載はしないでください。 また、各記載については正確に行ってください。
5	その他の費用等について		申立ての個別の事情等により、上記以外にも費用が必要になる場合があります。詳しくは再生裁判所にお尋ねください。 なお、個人再生委員が選任される場合には、より多額の予納金が必要となります(金額は事案によります)。鳥取地方裁判所では、弁護士を代理人とする申立て又は司法書士が関与する申立ての場合には、原則として開始決定時に個人再生委員を選任しない運用としています。